

企業主導型保育施設用資産の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（旧措法47①、68の34①）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

特別償却の付表（二十四） 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

企業主導型保育施設用資産の種類	1	建物・建物附属設備 構築物・器具及び備品	建物・建物附属設備 構築物・器具及び備品	建物・建物附属設備 構築物・器具及び備品
取得等年月日	2	・	・	・
事業の用に供した年月日	3	・	・	・
取得価額	4	円	円	円
普通償却限度額	5			
割増償却率	6	$\frac{12 \text{ 又は } 15}{100}$	$\frac{12 \text{ 又は } 15}{100}$	$\frac{12 \text{ 又は } 15}{100}$
割増償却限度額 (5) × (6)	7	円	円	円
償却・準備金方式の区分	8	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
事業所内保育施設の名称	9			
事業所内保育施設の区分	10	新増設	・	その他
幼児遊戯用構築物等の有無	11	有	・	無
助成金の受領の有無	12	有	・	無
同上の助成金の交付を受ける期間	13	・	・	～
その他参考となる事項	14			